

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

2024年12月1日

社会福祉法人 愛光会

---

## 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

---

### 1. 感染症及び食中毒の予防、まん延防止の基本的な考え

社会福祉法人愛光会（以下「法人」という）は、障害福祉サービス事業者として利用者の安全で健康的な生活を守っていくために、感染症の未然防止に尽力し、万が一発生した場合には拡大しないよう迅速な対応が出来る体制作り努める。

また、日頃から衛生管理の意識を高め、啓発活動を行っていくことで感染症や食中毒の予防に対する意識を高め、利用者の生活や健康、命を守る目的として本指針を定める。

### 2. 感染症及び食中毒の予防、まん延防止の基本的方針

感染症及び食中毒の予防、まん延防止のために、感染症対策担当者を定め、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会（以下、健康・衛生委員会）を設置し、事業所全体で取り組みます。

また、感染症、食中毒対応マニュアル、感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル、規程及び社会規範を遵守し適正な感染症対策に取り組む。

### 3. 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための体制

#### 健康・衛生委員会の設置

##### ①目的

- ・感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための体制を健康・衛生委員会に置く。
- ・施設・事業所の感染課題を明確にし、感染対策の方針、計画を定める。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を全職員に周知する。
- ・事業所における感染に関する問題を把握し共有、解決する。
- ・感染症が発生した場合、迅速に適切な対処が出来るような体制作りを行う。
- ・その他、利用者、職員の衛生管理に努める。

##### ②感染症対策担当者の設置

- ・健康・衛生委員会にて感染症対策担当者を選任する。

### 4. 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための対応

#### 1) 平常時の対応

①法人各施設に対し、次の事項等について周知徹底するとともに、食中毒・感染症等が発生した場合に備え、日常より連絡体制を整える。また、

- ・利用者等の体調等を常時把握出来るよう、様子観察を行う。
- ・利用者等との日々の対話の中から把握する。
- ・朝終礼、ミーティング等各職員間のコミュニケーションを円滑にし、利用者の変化について共有する。

## ②衛生管理、予防

- ・職員及び利用者に対し、手洗い・必要に応じ、うがいを徹底させる。
- ・使い捨て用のペーパータオルもしくは個人専用タオルを使用する。
- ・咳症状がある職員、利用者に対し、マスクの着用を徹底する。
- ・施設入口、各所にアルコール消毒液を設置する。
- ・職員に関しては、自身の日々の体調等を把握し、必要に応じ受診等を行う。
- ・調理業務に従事する者は、定期的な腸内細菌検査（検便）を行う。（陽性者については別に定めるマニュアルに基づき、対応を行う。）

## ③嘔吐物処理セット

- ・職員は嘔吐物処理セットの設置場所を把握しておく。
- ・職員は嘔吐物処理方法を把握しておく。

## ④食中毒・感染症等の発生時に、必要な情報が職員及び利用者等に迅速かつ的確に伝達できる体制を整える。（緊急連絡網等の活用）

## ⑤消防、医療機関、保健所等との連携

日常において消防機関、医療機関、保健所等との連携を密にし、発生の際の情報伝達や情報提供等が円滑に行える体制を確立する。

- ・医療機関、保健所などからの注意喚起に注意を払い、情報を得る。
- ・消防機関に対してはあらかじめ施設、利用者の情報を可能な範囲内で提供する。

## ⑥自治体及び地域住民等との連絡

日常より、自治体や地域住民との関係性を築き、施設の状況や利用者等の実態等を認識してもらおう努めるとともに、食中毒・感染症等の発生の際の対応が円滑に行えるよう、協力体制を確立していく。

- ・日常から近隣住民の理解を得られる行動を心がける。
- ・区長、民生委員等との連携に努める。

## 2) 発生時の対応

### ①理事長、施設長は全体の状況を把握し、対応の陣頭指揮を執る。

### ②発生状況の把握

- ・感染者及び感染疑い者の状況を把握、情報を共有する。
- ・施設・事業所全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査、把握する。

### ②感染拡大の防止

- ・必要に応じゾーニングを行い、感染拡大の防止を行う。
- ・職員は感染者及び感染の疑いのある者の確認を行う。
- ・感染者及び感染の疑いがある者の体調を確認し、まん延防止対策を行う。（マスクの着用、手指消毒、行動制限など）
- ・感染対策を行いつつ必要箇所に消毒を行う。

### ③医療機関や保健所、行政との連携

- ・医療機関と連携し感染者及び感染疑いのある者の状態を報告、対応方法を確認する。
- ・診療の協力依頼を行い医療機関からの指示内容を事業所等内で共有する。

- ・感染症法に基づき、保健所に連絡を行う。
- ・保健所へ感染者及び感染疑い者の状況を報告し指示を仰ぐ。
- ・保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する。
- ・行政関係機関と連携し、報告の必要性について検討する。
- ・行政機関への報告が必要であれば、感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を仰ぐ。

#### 5. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する研修

全職員が感染症対策に関する知識の習得を行い、日頃から衛生管理の大切さを意識することで感染症及び食中毒の予防、まん延防止に繋げるために以下の教育を行う。

- ①定期的な研修（年 2 回以上）
- ②新任者に対する感染対策研修の実施（入職時）
- ③その他必要な教育、訓練の実施
- ④議事録については様式 1 を使用する

#### 6. 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の閲覧について

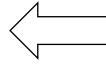
本指針は、利用者や家族等その他関係者が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、ホームページ等でも公表する。

#### 附 則

- (1) この指針は、令和 6 年 1 2 月 1 日より施行する。

理事長	施設長	所属上長

主催部門保管



感染対策関連 研修議事録		作成日	
		作成者	
1. 開催日程			
2. 開催場所			
3. 講師			
4. 出席者			
5. 研修内容			
		社会福祉法人 愛光会	様式-1